

令和4年度農山漁村発イノベーション山梨県サポート業務委託仕様書

第1 趣旨

農山漁村発イノベーションに取り組む事業者等の経営改善の取組をサポートするため、農山漁村発イノベーション山梨県サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の設置、運營業務を委託する。

また、経営感覚を持って農山漁村発イノベーションの事業に取り組める人材を育成するため、経営、マーケティング、資金調達等に必要な知見を得るための講義を行うとともに、加工・販売等の実践的な経験を得るため、農山漁村発イノベーションに取り組んでいる事業者等へのインターンシップ研修を併せて実施する。

※農山漁村発イノベーションとは、活用可能な農山漁村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取り組み等をいう。

第2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月24日まで

第3 成果目標

委託業務における成果目標を次のとおりとする。なお、目標年度は令和4年度とする。

- (1) 支援対象者等の人数及び支援対象者等に対する地域プランナーの派遣件数を設定する。

※支援対象者等とは、地域委員会において、農山漁村発イノベーション事業体の中から、経営全体の付加価値を増加するための経営や経営全体の経営改善方策、組織運営の改善方策等（以下「経営改善戦略」）の作成及び実行を支援することについて決定した者及び、より重点的に支援する必要があると認める者をいう。

※地域プランナーとは、地域委員会において、農山漁村発イノベーションの取組に関する専門的な知識経験を有する者として選定する民間の専門家をいう。

- (2) 人材育成研修会の受講による、農山漁村発イノベーションの新規取り組み件数とする。

※人材育成研修会とは、農山漁村発イノベーションに取り組む人材を育成するための講義や実践的な経験を得るための実習をいう。

第4 委託業務の内容

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年3月●日付け4農振第●●号農林水産省農村振興局長通知）の農山漁村発イノベーション山梨県サポート事業に係る規定に基づき、次の（1）～（4）の各事項に係る事業を実施する。

1 サポートセンター運營業務

(1) サポートセンターの設置

山梨県内に農山漁村発イノベーションの支援拠点を設置し、事業全体の責任者である

統括企画推進員、支援のコーディネートをを行う企画推進員及び経理責任者を定め、支援対象者等の経営改善戦略の作成及び実行を支援する。

(2) 地域委員会の開催及び地域プランナーの選定等

学識経験者等を委員とする地域委員会を設置・開催し、次の取組を実施する。

ア 地域プランナーによる活動支援に係る方針の検討・作成

イ アで作成した活動方針を踏まえた地域プランナーの選定

地域プランナーの選定基準については、バリューチェーン全般の基礎知識を有し、財務状況による経営分析・診断の経験を有する者及び食品衛生管理、知的財産、人材育成、地域活性化等の特定の専門的な知識、経験を有する者をそれぞれ選定可能な基準とする。

ウ 支援対象者等の決定

支援対象者数については21人、プランナーの派遣回数は76回を目安とすること。なお、過去にやまなし6次産業化サポートセンターが支援対象者に選定した事業者を令和4年度の支援対象者に選定することも可とする。

(3) 支援対象者等に対するサポート活動等

ア 相談窓口の設置

農山漁村発イノベーション事業体等の各種相談に対応するための相談窓口をサポートセンターに開設する。相談窓口では、必要に応じて、相談者に対して事業計画の作成に係る助言や国又は地方公共団体の支援制度、取組事例の紹介、六次産業化・地産地消法第5条第1項に規定する総合化事業計画の策定に係る助言等の対応を行う。

また、地域委員会における支援対象者等の決定に向けて相談者の事業実態や要望、課題等を直接把握するとともに、支援対象者等に該当する見込みがある場合には、当該相談者に対して適切な支援を行うことができる地域プランナー等とのコーディネートを行う。

イ 地域プランナーの派遣

支援対象者等に地域プランナーを派遣する。

なお、サポートセンターによる対応が困難な支援対象者については、中央サポートセンターによる中央プランナーの派遣を依頼し、連携して支援対象者への支援を行うものとする。

※中央サポートセンターとは、各都道府県に設置される農山漁村発イノベーション都道府県サポートセンターを全国的な視点で支援するために設置される機関をいう。

※中央プランナーとは、中央サポートセンターが組織する中央支援検証委員会において、農山漁村発イノベーションの取組に関する専門的な知識経験を有する者として選定する民間の専門家をいう。

ウ 重点支援対象者への支援

重点支援対象者に対する支援を行うため、必要に応じて、中央サポートセンターにエグゼクティブプランナーの派遣を要請する。

2 人材育成研修会の開催

経営感覚を持って農山漁村発イノベーションに取り組む人材を育成するため、HACCP、衛生・品質管理、ブランド戦略に関する権利や手続、経営、マーケティング、資金調達、障害者（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 項に規定する障害者をいう。以下同じ。）の雇用促進等に必要な知見を得るための講義や実践的な経験を得るための実習を行う。

なお、人材育成研修会を実施した際、研修受講者等に対し、聞き取りや郵送等により研修の効果や理解度等についてのアンケート調査を行うとともに、サポートセンターによる支援や国等の支援策を紹介するなど、研修受講者による農山漁村発イノベーションの取組をサポートするものとする。

なお、研修は 5 名を目安に実施することとし、複数回の講義及び各 2 週間程度のインターンシップ研修を実施すること。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインでの実施も可とする。

第 5 実施基準

(1) サポートセンターについて

ア 農山漁村発イノベーション事業体の経営改善戦略の支援に十分対応できるよう、中央サポートセンターや県、農業系支援組織、商工系支援組織等と適切な連携を図るものとする。

イ 経理について、複数の者によるチェック体制が確立されていること。

ウ 相談窓口での活動内容を記録（以下「支援記録」という。）すること。なお、様式は任意とする。

エ 地域プランナーの登録に当たり、別添の秘密保持の誓約書を提出させること。

オ 地域プランナーの登録状況及び派遣実績に関する報告書について、国様式により作成し、事業実施年度の 10 月 5 日及び 3 月 24 日までに県に提出するものとする。

カ 県から求められた場合には、支援シート、地域プランナーの評価及びその派遣後の支援対象者等の経営改善状況の調査に関する情報を県に提出するものとする。

(2) 地域委員会について

ア 地域プランナーの業務内容、旅費、謝金等に関する規約を定めること。

イ 地域プランナーの選定は、書類審査及び面接により、当該事業の理解度、専門性、支援実績、倫理性、協調性等を総合的に評価し、決定すること。

ウ 支援対象者等を選定するにあたり、市町村や商工会等の関係する機関へ周知する等、より多くの支援対象者等を選定する観点から、地域内の多様な事業者等に支援対象者等の選定方法等の情報を提供すること。

エ 支援対象者等に対する地域プランナー等の派遣による経営改善に向けた支援の効果を検証するとともに、支援対象者等の経営改善状況等を踏まえ、PDCA サイクルを活用した経営改善戦略の実行及び管理が図られているか点検・評価を行い、必要に応じて経

営改善戦略の見直しについて提言を行うこと。

なお、地域委員会は定期的に、かつ県が参加して行うこととし、支援の効果発現に資するために必要と判断した場合は、支援関係者を地域支援検証委員として地域委員会に招集できるものとする。

オ 支援対象者等にかかる支援シートを国様式により作成すること。

支援シートは、原則として国様式を使用するものとするが、同紙と同様の水準の情報を確認することが可能であれば、独自の様式を用いて差し支えないこととする。

支援シートの作成に当たっては、支援対象者等から財務諸表等支援に必要な資料の提供を受けるとともに、支援対象者等が六次産業化・地産地消法第5条第1項の認定を受けた農林漁業者等であった場合は、国がフォローアップにおいて作成した当該農林漁業者等に係るモニタリングシートの提供を受けるとする。

なお、事業実施主体が中央サポートセンターと連携して支援を行う場合には、支援記録又は支援シートに記載された営業秘密の提供について、あらかじめ支援対象者等の同意を得た上で、中央サポートセンターと共有するものとする。

カ 次年度以降の地域プランナーの選定に活用するため、支援シートに基づき当該地域プランナーの活動の実績を整理し、その評価を国様式により行うこと。

(3) 支援対象者等について

ア 経営改善の程度を示す目標として、支援実施年度から目標年度までの農山漁村発イノベーション事業体の経営全体の付加価値額（経常利益、人件費及び減価償却費の合計をいう。）の伸び率を定量的な目標として自ら設定すること。

なお、目標年度は支援実施年度の3年後から5年後までの年度において、自ら設定すること。

イ 目標年度までの経営改善の程度を示す目標を掲げるとともに、支援実施年度の翌年度から支援対象者等が定めた目標年度までの間、毎年、経営状況調査に協力することについて、あらかじめ同意が得られる者とする。

(4) その他

ア 特定の農林漁業者等や企業、団体のみの利益追求のために実施するものではないため、サポートセンター及び地域プランナーは、本事業の実施に当たり、事業実施期間中において支援を行った支援対象者から地域プランナーの派遣に要する費用を受領してはならないものとする。

イ サポートセンター及び地域プランナーは、本事業に関して知り得た業務上の秘密を、事業期間に関わらず決して第三者に漏らしてはならないものとする。また、サポートセンターは、事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

ウ 人材育成研修会の開催に当たっては、資格取得を目的に実施されるものではないこと。また、農山漁村発イノベーション等の取組を行う上で実践的な知識の習得に資するものであること。

第6 委託業務の対象となる経費の範囲等

第4の委託業務の対象となる経費は、次のア、イに掲げるものとする。

ア 第4の1の(1)～(3)に係る経費

地域委員会開催にかかる委員謝金・旅費等、ウェブサイト構築・運用に必要な手当、実施案内作成費、サポート活動実施に係る地域プランナー謝金・旅費等、経営改善状況調査にかかる調査票印刷費、集計整理賃金等、事業推進に係る企画推進員手当・旅費等、事業管理運営に係る管理運営手当、資料印刷費、通信機器類等リース料、通信運搬費、情報提供費、消耗品費 等

イ 第4の2に係る経費

管理運営費（人件費、旅費、研修生募集案内印刷費等）、会場費（会場借料、会場等備品、会場整理賃金）、講師謝金、講師旅費、テキスト作成費（原稿料、資料印刷費）、実習に係る受入謝金・損害保険料、通信費、消耗品費 等

※プランナーの謝金は、1時間当たり7,100円とする。

※実習に係る受入謝金は、1日1人あたり7,900円とする。

※人件費を計上する場合は、「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき算定するものとする。

第7 事業成果の取扱

(1) 事業成果の報告等

受託者は、委託事業が終了したときは、委託事業の成果を記載した業務完了報告書を県に提出すること。なお、次の資料を添付すること。

1 事業の内容（事業計画及び実績）がわかる書類

具体的な事業内容：実施日時、開催場所、参加者・参加人数、業務内容など、経費が発生した根拠を確認できるもの

2 支出経費区分ごとに整理された事業費（事業計画及び実績）がわかる書類（積算に対して精算が事業区分ごとにわかる書類）

各事業費の根拠となる支出経費区分ごとの内訳を記載した資料（契約書、請求書、業務日誌等）、帳簿等の写し（出納帳等） 等

(2) 事業成果の帰属等

①本事業は、県の委託事業であることから、事業成果は県が継承する。

②本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならない。なお、サポートセンターは事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

第8 その他事項

(1) 再委託について

原則として、本件委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、県の承諾を得たものについては除く。

(2) サポートセンターは、翌年度に本事業を実施する者が変更される場合においても、支援活動を後年度にわたって円滑に行うことができるよう、あらかじめ個人情報の取り扱いについて農山漁村発イノベーション事業体から同意を得る等必要な措置を講じ、支援シート、支援記録及び地域プランナーの評価に関する情報の引継ぎを適切かつ確実に行うものとする。

(3) 仕様変更

本件受託事業者は新型コロナウイルス感染症拡大等のやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(4) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

(5) その他

本事業は、農林水産省の農山漁村発イノベーションサポート事業として実施するため、事務手続き等は本仕様書のほか、同事業の各関連要綱等によることとする。

また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。

農山漁村発イノベーション山梨県サポートセンター 殿

誓約書

私は、農山漁村発イノベーション山梨県サポートセンターより依頼された業務を行うにあたり、以下の事項を厳守することを、ここに誓約します。

記

- 1 業務上知り得た、技術及び営業に関する秘密情報に関して、貴会及び派遣依頼先の許可なく発表、公開、漏洩、利用しないこと。
- 2 個人情報には細心の注意を払い、個人情報保護法の規定の範囲を超えた利用をしないこと。

令和 年 月 日

住所
氏名

印